

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

この書面には、金銭・有価証券の預託、記帳及び振替を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

証券総合口座をお申し込みいただいた場合は、原則として当社指定の振替決済口座およびMRFをご利用いただけます。

手数料等諸費用について

- 株券、出資証券、投資証券、外国証券、その他の有価証券や金銭のお預りについて、当社の証券総合口座をお申し込みいただいたお客様には保護預り料・外国証券口座管理料は無料とさせていただきます。
- 他社から当社へ有価証券等を預け替えしていただく場合は手数料がかかりませんが、当社から他社へ預け替えする場合は、「二浪証券の手数料一覧」に記載の手数料をいただきます。

金銭・有価証券の預託、記帳及び振替にあたってのリスクについて

- MRFは主に国内債券(円建て)を投資対象としますので金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、お客様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。詳細はMRFの補完書面付目論見書をご覧ください。
- 当社は日本投資者保護基金に加入しておりますが、その保護の限度額を超える場合や有価証券店頭デリバティブ取引、外国市場証券先物取引に係わるお取引があった場合等において当社その他の者の業務又は財産の変化を直接の原因として損失が生じるおそれがあります。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

- 当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、保護預り口座もしくは証券総合口座を開設していただく上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

MRFに関する租税の概要

個人のお客様に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける分配金および元本超過額については、所定の税率(所得税及び地方税)により源泉分離課税が行われます。

上記はあくまでも租税の概要であり、制度の変更やお客様の資産及び所得の内容もしくは配偶者の所得の内容次第では、取扱いが異なる場合や不利となる場合もありますので十分ご注意ください。詳細については必ず税務署や税理士等の専門家に確認した上でご判断ください。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- ▶お客様が当社所定の方法により解約をお申し出になったとき
- ▶お客様が証券約款の変更に同意なさらないとき
- ▶料金の計算期間が満了したときに保護預り証券等の残高がない場合
- ▶法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客様に対し一定の猶予期間において解約を申し出たとき
- ▶お客様が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明し、日本証券業協会理事会決議「証券会社の顧客管理等に関する行為基準」および同「暴力団員および暴力団関係者との取引の抑制について」に基づき、当社が解約を申し出たとき
- ▶お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により、当社がお客様に解約を申し出たとき
- ▶当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき
- ▶本人確認法に基づく、本人確認ができない場合
- ▶お客様が、日本国内の居住者でなくなる場合

当社の概要

商号等	二浪証券株式会社 金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第6号
本店所在地	〒790-0004 愛媛県松山市大街道二丁目6-1
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1億円
主な事業	第一種金融商品取引業
設立年月	昭和19年9月1日
連絡先	089-941-5191